

報告事項才

高校中退時等進路未決定者の情報の共有化及び支援の仕組みについて

高校中退時等進路未決定者の情報の共有化及び支援の仕組みについて、別紙のとおり報告します。

令和2年5月13日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

高校中退時等進路未決定者の情報の共有化及び支援の仕組みについて

令和2年5月13日
高等学校課
いじめ・不登校総合対策センター

1 事業の目的

中学校卒業時及び高等学校等中途退学時に進路が未決定の者の個人情報を収集して、支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行うことで、対象者の進路保障を確実なものとする。

2 対象者

- ①中学校を卒業するときに就学又は就職が決定していない者
- ②高等学校（特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校を含む）を中途退学するときに就学又は就職が決定していない者

3 事業内容

- ①対象者の情報の収集・共有（同意書による情報の共有化）
- ②支援会議等を開催し、適切な支援機関へつなぐ
- ③対象者の希望や状況に応じた支援の実施

4 同意書

（1）同意書の記載内容

氏名、生年月日、保護者氏名、本人との続柄、住所、連絡先（電話、FAX、eメール等）、意向（①就学したい ②就職したい ③その他（ ））

（2）同意書の収集時期

中学校卒業時、高等学校等中退時に進路未決定となることが見込まれ、支援機関での支援が必要と思われる時

5 支援の流れ

別紙のとおり

6 今後の予定

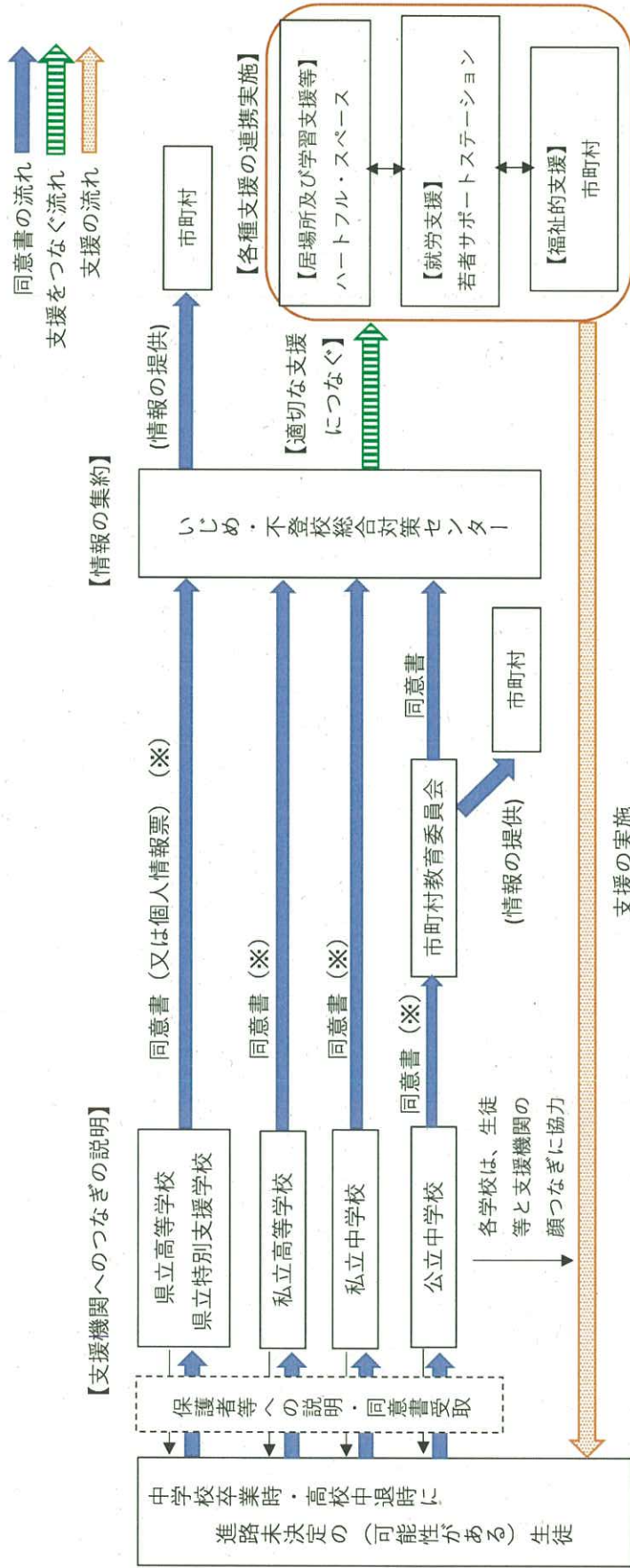
関係先に説明を実施し、5月中に実施要綱を定めて事業を開始予定。

- ・4/13 市町村教育行政連絡協議会の資料として配布済
- ・4/22～5/1 地区別県立高等学校長会で説明済
- ・市町村の福祉部局等へは県福祉保健課から説明を実施中
- ・私立学校等へは総合教育推進課から説明を実施中

7 今後の検討課題

同意書の記入に了解が得られなかった場合、学校から情報は提供されないままとなるため、将来的には、同意を得なくても情報を収集提供できる仕組みづくり（個人情報保護条例の特例承認）に取り組む。

高校中退時等進路未決定者の情報の共有化及び支援の仕組み（流れ図）案 <R2.5.13>



(※) 学校は、進路未決定が見込まれ、支援機関での支援が必要と思われる生徒がある場合は、早期に保護者等から同意書を受け取り、支援会議等を開催する。

⇒ 支援会議等のメンバーは、学校といじめ・不登校総合対策センター（ハートフルスペース）との間で相談し決定する。

